

住宅用



# 「全日ラビー住まいの保険」

## 賃貸住宅入居者総合保険

### ご契約のしおり

商品のご案内 P1～P2

重要事項説明書 P3～P8

普通保険約款・特約条項 P9～P23

ご契約者の皆様へ

- 保険契約の内容となる普通保険約款と特約条項および、保険契約について特に重要な情報が記載されています。
- ご契約お申込みの前に必ず本書の内容をご確認ください。
- 保険契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合には、本書の内容を被保険者の方にも必ずお伝えください。
- 本書を保険契約終了まで大切に保管してください。

全日ラビー少額短期保険株式会社

## 事故受付センター フリーダイヤル

- 万一事故が起きた時にはこちらにお電話ください!


 **0120-315-755**

受付時間  
24時間365日

[HP] 当社ホームページ内「ご契約者様専用サイト(マイページ)」でもWeb事故受付を行っております。

## 解約手続き 専用ダイヤル

- 賃貸物件の退去に伴う保険の解約は、以下の解約手続き専用ダイヤルにご連絡いただくか、二次元コードを読み取り、当社ホームページの「解約のお手続き」よりお手続きください。

 **050-5369-3063** 受付時間 24時間365日

- 解約手続きご案内のショートメッセージをお送りいたします。

\*ログインID:「契約番号」※

\*パスワード:【個人契約の場合】ご契約者の生年月日(西暦8桁)

【法人契約の場合】ご登録の電話番号(ハイフンなし)

ただし、契約後にお客様が変更された場合は、そのパスワード



当社ホームページ  
二次元コード

- 退去以外の理由で解約をご希望の場合は下記◆お問合せ先(取扱代理店)へご連絡ください。

## 保険に関する お問合せ 苦情・ご相談の窓口

- ご契約に関するお問合せや苦情・ご相談は下記窓口までご連絡ください。

全日ラビー少額短期保険株式会社

 **03-3261-2201**

受付時間 10:00~17:00 受付日 月曜日から金曜日(土日祝日および年末年始休業期間を除く)

## ご契約内容の ご確認

- インターネットで保険契約内容が確認いただけます。

- 保険契約締結の2日後から、当社ホームページの「保険契約内容のご確認」で、ご契約内容をご確認いただけます。また、「保険契約内容」の印刷も可能です。

<https://www.z-rabby.co.jp/>

\*ログインID:「契約番号」※

\*パスワード:【個人契約の場合】ご契約者の生年月日(西暦8桁)

【法人契約の場合】ご登録の電話番号(ハイフンなし)

ただし、契約後にお客様が変更された場合は、そのパスワード



二次元コードからも  
ジャンプできます。

※保険契約申込書、保険料領収証、保険引受証、満期のご案内ハガキ、電子メール「お申込手続き完了のご連絡」等に記載があります。

### ◆お問合せ先(取扱代理店)

### ◆引受少額短期保険業者

## 全日ラビー少額短期保険株式会社

関東財務局長(少額短期保険)第67号

〒102-0093東京都千代田区平河町1-8-13 全日東京会館

TEL 03-3261-2201

URL: <https://www.z-rabby.co.jp>

当社は一般社団法人全国不動産協会の100%出資により設立された全日グループの少額短期保険業者です。



## 商品のご案内

# 充実の補償と安心サービスで万一

「全日ラビー住まいの保険」(賃貸住宅入居者総合保険)は賃貸住宅にお住まい

## 家財・費用補償

### ◆損害保険金

#### 火災

失火や隣の部屋の火災の延焼で家財が焼失した



#### 破裂・爆発

ガス器具が爆発して家具や食器が壊れた



#### 落雷

落雷で電子レンジが破損した



#### 風災・ひょう災・衝突

強風による飛来物で窓ガラスが割れて家具が破損した



#### 騒じょう

騒乱や暴徒によって室内が破壊された



#### 盗難

強盗や空き巣に入られて家財や現金が盗難にあった



## 賠償責任補償

### ◆借家人賠償責任保険金

#### 火災による大家さんへの賠償

調理中の火の不始末で火災を発生させてしまい借戸室に損害を与えた



#### 爆発による大家さんへの賠償

カセットコンロを使用中、ボンベが爆発し借戸室に損害を与えた



# の時にしっかりサポート!

の方の大切な家財や賠償責任などを補償します。

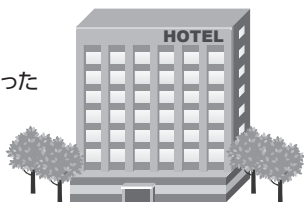
万一事故が起きた時にはこちらにお電話ください!  
24時間365日受付

0120-315-755

当社ホームページ内「ご契約者様専用サイト  
(マイページ)」でもWeb事故受付を行っております。

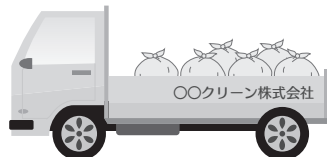
## ◆臨時宿泊費用保険金

借戸室が損害を受け、  
使用できなくなり、ホテル等に泊まった  
場合の宿泊費用



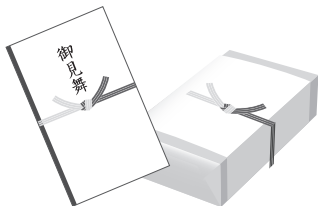
## ◆残存物片付け費用保険金

借戸室が損害を受けた時の  
残存物の後片付けの費用



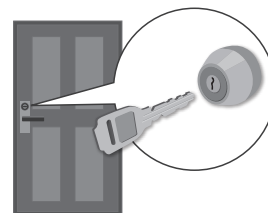
## ◆失火見舞費用保険金

火災や爆発で他人の所有物に  
損害を与えた場合の  
お見舞いの費用



## ◆ドアロック交換費用保険金

盗難やいたずら等による破損により、  
ドアロックを交換した費用



## ◆借用住宅修理費用保険金

被保険者が借戸室内で死亡し、  
借戸室が汚損等の損害を受けた  
場合の清掃、修理費用 など

〔その他〕 建物外部に面するガラスの  
ひび割れもしくは熱割れの  
修理費用 など



## ◆特定設備(水道管等)修理費用保険金

備えつけの洗面台に誤って物を落とし、  
破損させてしまった場合の修理費用

〔その他〕 借戸室の専用水道管が凍結に  
より破損した場合の修理費用



## ◆個人賠償責任保険金

### 漏水事故

洗濯機のホースが外れて  
水漏れが生じ、階下の他人の家財に  
損害を与えた



### 偶然な事故

子供(同居)がマンションの  
エントランス(共用)でボールを  
蹴ってガラスを割ってしまった



# 賃貸住宅入居者総合保険をご契約されるお客様へ

## 重要事項説明書

契約前に必ずお読みください

**⚠ 重要な事項が記載されていますので必ず本書をご契約前にご確認のうえお申込みください。**

### I 契約概要

#### ■ 契約概要のご説明

- この《契約概要》はご契約に際して、特に重要な事項をご説明したものです。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、普通保険約款と特約条項をあわせてご確認ください。
- 保険契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合には、この書面の記載事項を必ず被保険者にもご説明ください。ご不明な点がございましたら代理店または当社までお問い合わせください。

#### 1. 商品の仕組み

この保険は賃貸住宅にお住まいの方を対象として、以下の補償をするものです。

- ・借戸室の家財に損害が生じた場合
- ・賃貸借契約に基づき借戸室の修理費用等を負担した場合
- ・火災や漏水事故等により借戸室の貸主様に対して損害賠償責任を負った場合
- ・日常生活において被保険者が他人に対して損害賠償責任を負った場合

#### 2. 補償の内容

##### (1) 保険金をお支払いする主な場合

■ 家財・費用補償	
<b>損害保険金</b>	保険の対象が次のいずれかの事故により損害を受けた場合 ①火災 ②落雷 ③破裂または爆発 ④風災、ひょう災・雪災 ⑤外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊 ⑥漏水、放水または溢水による水濡れ ⑦騒じょう等による暴力行為、破壊行為 ⑧盗難による盗取、き損または汚損 ⑨現金、預貯金証書の盗難 ⑩①～⑨以外の不測かつ突発的な事故による破損・汚損等
<b>臨時宿泊費用保険金</b>	保険の対象が損害保険金の「保険金をお支払いする主な場合」①～⑦の損害を受けたために臨時に宿泊費用を支払ったとき

<b>残存物片付け費用保険金</b>	損害保険金の「保険金をお支払いする主な場合」①～⑦の事故により損害保険金が支払われる場合、保険の対象の残存物の片付けに必要な費用を支出したとき
<b>失火見舞費用保険金</b>	損害保険金の「保険金をお支払いする主な場合」の①または③の事故により損害保険金が支払われる場合、借戸室から発生した火災、破裂または爆発により、第三者の所有物に滅失、破損または汚損があったとき
<b>ドアロック交換費用保険金</b>	借戸室の玄関のドアロックがピッキング等による開錠、いたずら等による破損によりドアロック交換費用を支出したとき
<b>借用住宅修理費用保険金</b>	損害保険金が支払われる事故が発生した場合において、被保険者がその貸主との間で締結した賃貸借契約等の契約に基づきまたは緊急的に、自己の費用で借戸室を修理したとき  借戸室内の被保険者死亡により借戸室が汚損等の損害を受け、修復、清掃、消臭、遺品整理の費用を負担したとき
<b>特定設備（水道管等）修理費用保険金</b>	借戸室内の専用水道管が凍結によって破損、または備え付けの洗面台に物を落として破損させて被保険者が自己の費用でこれを修理したとき

■ 賠償責任補償	
<b>借家人賠償責任保険金</b>	火災、破裂または爆発、漏水、放水または溢水等により借戸室が損壊した場合において、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合
<b>個人賠償責任保険金</b>	偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担する場合

## (2) 保険金をお支払いできない主な場合

### ■家財・費用補償

#### 家財・費用補償の全ての保険金共通

- ① 契約者または被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受取るべき場合においては、その者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ③ 契約者または被保険者が運転する自動車またはその積載物の衝突または接触
- ④ 保険の対象が屋外にある間に生じた事故
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、または暴動
- ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑦ 核燃料物質（使用済み燃料を含む）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

#### 借用住宅修理費用保険金

- (1) 建物の主要構造部、借用住宅居住者の共同に利用されるもの
- (2) 国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- (3) 保険の対象の欠陥によって生じた損害
- (4) 保険の対象の自然の損耗もしくは劣化等による損害

### ■賠償責任補償

#### 借家人賠償責任保険金

- (1) 契約者または被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- (2) 被保険者の心神喪失または指図
- (3) 借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事
- (4) 上記家財・費用補償の「保険金をお支払いできない主な場合」⑤～⑦の掲げる事由によって生じた損害
- (5) 国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- (6) 借用戸室の自然の損耗もしくは劣化等による損害
- (7) 借用戸室の欠陥によって生じた損壊
- (8) 被保険者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任

#### 個人賠償責任保険金

- (1) 契約者または被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- (2) 上記家財・費用補償の「保険金をお支払いできない主な場合」⑤～⑦の掲げる事由によって生じた損害
- (3) 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- (4) 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- (5) 被保険者相互間の損害賠償責任
- (6) 被保険者の心神喪失、指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任

## 3. 保険金支払限度額について

お支払する保険金の額は、1回の事故につき保険証券もしくは当社が定めるホームページの契約照会画面記載の保険金支払限度額までとなります。詳細は約款をご参照ください。

## 4. 保険期間および保険責任の開始時期

- (1) 保険期間は2年間です。
- (2) 当社の保険契約上の責任は、保険証券もしくは当社が定めるホームページの契約照会画面記載の保険期間開始日の0時に始まり、保険期間満了日の24時に終わります。

## 5. 保険引受条件(保険金額等)

保険金額(保険金の支払限度額)を設定される際は、以下の点にご注意ください。(ご契約いただく保険金額は、保険契約申込書、パンフレットにてご確認ください。)

- ① 家財の再調達価額を超えて保険金額を設定しても、事故時の家財の再調達価額を超えて保険金が支払われることはありません。
- ② 家財の再調達価額を下回って保険金額を設定したときには、損害に対し十分な補償が受けられない場合があります。
- ③ 家財の再調達価額は変動するものであり、損害の額の算出は事故発生時の評価額に基づいて行われます。

## 6. 保険料のお支払い方法について

保険料は、ご契約締結時に指定された方法にてお支払いください。

## 7. 保険契約の更新

保険期間の満了時にあらかじめ更新のご案内をご契約者様宛送付いたします。その際に契約を更新しない旨のお申し出がない場合には、保険契約を更新させていただきます。ただし、更新契約の保険料をお支払いいただけなかった場合には保険契約は更新されません。

## 8. 配当金

この保険には、配当金はありません。

## 9. 解約時の返還保険料

解約時の返還保険料については、次の算式により算出した額を返還します。

$$\text{返還保険料}^{(注1)} = \frac{(\text{払い込まれた保険料} - \text{当社の定める契約初期費用}^{(注2)}) \times \text{保険期間(月数)} - \text{保険期間開始日から解約日までの経過月数}^{(注3)}}{\text{保険期間(月数)}}$$

(注1) 10円未満を四捨五入し、10円単位とします。

(注2) 保険契約の締結などに要した事務費用(1,000円)です。

(注3) 月数の計算における1か月未満の端数は、1か月に切り上げます。

詳しくは約款をご覧ください。

なお、ご契約を解約される場合は、次の(1)または(2)のいずれかの方法によりお手続きください。

(1) 当社ホームページ<<https://www.z-rabby.co.jp/>>「ご契約者様専用サイト(マイページ)」にログインのうえWeb解約システムにてお手続き(本書裏表紙に掲載の二次元コードをご利用ください。)  
◆解約手続き専用ダイヤル ☎050-5369-3063もご利用いただけます。

(2) 書類のご提出によるお手続き

当社所定の解約請求書(異動承認請求書)のご提出が必要になります。必要書類をお送りいたしますので、あらかじめ当社にご連絡をお願いいたします。必要事項をご記入いただき署名または記名押印のうえ当社にご返送ください。

※解約請求書(異動承認請求書)は当社ホームページ<<https://www.z-rabby.co.jp/>>

「ご契約者様専用サイト(マイページ)」からダウンロードすることもできます。

## ◆ご連絡先

全日ラビー少額短期保険株式会社

所在地：〒102-0093

東京都千代田区平河町1-8-13 全日東京会館

電話：03-3261-2201

受付時間：10:00～17:00

受付日：月曜日から金曜日

(土日祝日および年末年始休業期間を除く)

## II 注意喚起情報

### ●注意喚起情報のご説明

この「注意喚起情報」は、ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をご説明したものです。ご契約される前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえお申込みくださいますようお願い申し上げます。

なお、本情報は契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款および特約条項をご参照ください。

### 1. クーリング・オフ(契約申込みの撤回等)について

ご契約のお申込み後であっても、次のとおり、ご契約申込みの撤回または解除(以下、「クーリング・オフ」といいます)を行うことができます。

- (1) クーリング・オフのお申出は、申込日またはクーリング・オフに関する事項が記載された重要事項説明書の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、郵便(封書またはハガキ)または電子メールによりクーリング・オフが可能です。
- (2) クーリング・オフされた場合で、既に払い込まれた保険料がある場合、当社は保険料を全額返還いたします。また、当社および取扱代理店は、クーリング・オフによる損害賠償または違約金を一切請求いたしません。
- (3) クーリング・オフの手続きは、取扱代理店ではできません。下記の必要事項を記載していただき、当社まで郵送(8日以内の消印有効)または電子メール(8日以内の送信日有効)にてご連絡ください。

#### 【必要事項】

- ①ご契約をクーリング・オフされる旨のお申出
- ②㊚(郵便の場合)  
ご契約者の署名または記名押印、住所、連絡先電話番号
- ②①(電子メールの場合)  
ご契約者の氏名、住所、電子メールアドレス、連絡先電話番号
- ③ご契約申込年月日
- ④ご契約番号または領収証番号
- ⑤取扱代理店名
- ⑥保険料返還先(金融機関口座)

#### 【宛先】

- ㊚郵便の場合  
〒102-0093 東京都千代田区平河町1-8-13 全日東京会館  
全日ラビー少額短期保険株式会社 クーリング・オフ係
- ①電子メールの場合  
support@z-rabby.co.jp

## 2. 告知義務および通知義務について

### (1) 告知義務について

保険契約者または被保険者には、保険契約締結の際、当社が告知を求めた事項について、当社に事実を正確に申し出ただく義務(告知義務)があります。告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合、当社はこの保険契約を解除することができます。

### (2) 通知義務について

保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社にご通知ください。

ご通知がない場合、変更後に生じた事故については保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがあります。

#### 通知事項

- ①保険契約者の住所変更
- ②被保険者の借戸室からの退去
- ③借戸室の用途の変更
- ④被保険者の氏名および人数の変更
- ⑤その他、告知事項の内容に変更を生じさせる事実の発生

## ◆契約内容変更等の通知のご連絡先

全日ラビー少額短期保険株式会社

所在地：〒102-0093

東京都千代田区平河町1-8-13 全日東京会館

電話：03-3261-2201

受付時間：10:00～17:00

受付日：月曜日から金曜日

(土日祝日および年末年始休業期間を除く)

## 3. 重大事由による解除

保険金を支払わせることを目的として損害を発生させた場合、詐欺を行った場合や反社会的勢力(暴力団、暴力団員<sup>\*</sup>、暴力団関係企業等)に該当または関与していると認められる場合などについては、ご契約が解除されたり、保険金をお支払できないことがあります。

※暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものを含む。

## 4. 無効、取消し、失効、終了について

- (1) ご契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効となります。この場合、保険料は返還されません。
- (2) ご契約者または被保険者の詐欺または強迫によって契約を締結した場合には、当社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、保険料は返還されません。

- (3) 家財補償の保険の対象の全部が失われた場合には、この保険契約は失効となります。この場合、普通保険約款の規定に従って未経過期間の保険料を返還します。
- (4) 家財補償の損害保険金の支払額が1回の事故につき家財保険金額に達した場合には、この保険契約は終了します。この場合、保険料は原則として返還されません。

## 5. 保険責任の開始期と終期

当社の保険契約上の責任は、保険証券もしくは当社ホームページ内「ご契約者様専用サイト(マイページ)」ご契約情報画面記載のとおり、保険期間開始日の午前0時に始まり、保険期間満了日の24時に終わります。

## 6. 保険金をお支払いできない場合について

保険金をお支払いできない場合については、《契約概要》の2.(2)の保険金をお支払いできない主な場合および保険約款をご確認ください。

## 7. 保険料の払込方法・払込期間

ご契約締結時に指定された方法にてお払込みください。

## 8. 解約と解約時の保険料の返還について

保険契約を解約される場合には、当社までお申し出ください。解約時の返還保険料について《契約概要》の「9. 解約時の返還保険料」をご確認ください。

## 9. 保険契約者保護機構について

この保険は、保険契約者保護機構の対象外となっております。したがって、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約に該当いたしません。

## 10. 少額短期保険業者が引き受けられる保険の制限について

当社は、保険業法に規定する少額短期保険業者として以下の全てに該当する保険の引受けを行っています。

- (1) 保険期間は2年以内
- (2) お引受けする保険金額の1被保険者についての上限  
1,000万円。ただし、特に保険事故の発生率が低いと見込まれる個人の日常生活に伴う損害賠償責任保険(自動車の運行に係るものを除く)は別枠で1,000万円
- (3) 同一の保険契約者について、お引受けできる契約件数の上限は100件

## 11. 補償重複について

ご契約者または被保険者が契約されている他社の保険契約等(共済契約、または異なる保険種類の特約を含みます。)に、すでにこの保険と同種の補償がある場合、補償が重複する場合があります。この場合、補償が重複していても保険金は二重には支払われず、保険料が無駄になることがありますので、補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認のうえでご契約ください。

この保険と補償が重複する主な例は、次表のとおりです。

〈補償が重複する可能性のある主な例〉

今回ご契約いただく補償	補償重複が生じる他の保険契約等の例
個人賠償責任補償	自動車保険、傷害保険等の個人賠償責任補償特約

※それぞれの契約により、補償内容や被保険者の範囲が異なることがありますので、ご契約を解約される場合や家族状況の変更(同居から別居への変更等)があった場合には、ご注意ください。

## 12. その他法令などで注意喚起することとされている事項について

- (1) 保険期間中に保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす事象が発生したときは、当社の定めるところにより保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- (2) 保険金の支払事由に該当する場合でも、巨大災害の発生等により、当社の収支に著しく影響を及ぼすと特に認めるときは、保険金を当社の定めるところにより削減して支払うことがあります。
- (3) 当社は、この保険が不採算となり、この保険契約の計算の基礎に著しい影響を及ぼす事情が発生したと認められた場合には、当社の定めるところにより、保険契約の更新時に保険料の増額または保険金額の減額をおこなうことがあります。
- (4) この保険が不採算となり、更新契約の引受けが困難になった場合には、当社は、保険契約の更新を引き受けないことがあります。

## 13. 指定紛争解決機関について(指定ADR機関)

当社はお客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努める所存でございます。なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する(指定紛争解決機関)「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下の通りです。

### 「少額短期ほけん相談室」連絡先

所在地：〒104-0032

東京都中央区八丁堀3-12-8 HF八丁堀ビル2階  
一般社団法人 日本少額短期保険協会

電話：0120-82-1144

FAX：03-3297-0755

受付時間：9:00~12:00、13:00~17:00

受付日：月曜日から金曜日

(土日祝日および年末年始休業期間を除く)

## 14. ご相談窓口

ご契約に関するご相談は代理店にお問い合わせください。

お手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、下記窓口にご連絡ください。

### 全日ラビー少額短期保険株式会社

所在地：〒102-0093

東京都千代田区平河町1-8-13 全日東京会館

電話：03-3261-2201

受付時間：10:00~17:00

受付日：月曜日から金曜日

(土日祝日および年末年始休業期間を除く)

## 15.事故が起こった場合の連絡先と手続きについて

この保険で補償される事故が発生した場合は、遅滞なく当社事故受付センターにご連絡ください。

### (1)事故発生時のご連絡先

#### 全日ラビー少額短期保険株式会社

事故受付センター：フリーダイヤル0120-315-755

受付時間：24時間365日

[HP] 当社ホームページ内「ご契約者様専用サイト(マイページ)」でもWeb事故受付を行っております。

URL: <https://www.z-rabby.co.jp/>

### (2)保険金お支払いまでの主な手続き

保険金のお支払いまでの主な手続きは以下のとおりになります。

詳しくは当社事故受付センターにてご説明いたします。

- ①お客様から、上記(1)による事故発生のご連絡をいただき受付いたします。
- ②当社より、保険金請求手続きに必要な書類をご案内して送付いたします。
- ③保険金請求に必要な書類を当社にご提出ください。
- ④当社は、保険金請求に必要な書類を受領した日から、その日を含めて原則30日以内(\*)に保険金をお支払いするために必要な確認を終え、保険金をお支払いいたします。  
※特別な照会または調査が不可欠な場合には、別途約款に定める期間内とします。

(注) 保険金請求権には、3年の時効がありますので、ご注意ください。  
(保険法第95条)

## Ⅲ お客様に関する個人情報の取扱いについて

本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます)は、保険契約の適正な引受審査・引受、維持・管理、履行のために利用するほか、当社及び提携先・委託先の業務・商品・サービスのご案内・提供・管理、アンケートの実施、お問合せへの対応等のために利用することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

当社は、以下の場合を除き、お客様の同意なくお客様の個人情報を第三者に提供することはありません。

- (1)法令に基づく場合
- (2)業務遂行上必要な範囲内で、業務委託先(少額短期保険代理店を含む)に取り扱いを委託する場合
- (3)再保険契約の締結や再保険の受領のために、再保険会社等に必要となる情報を提供する場合
- (4)保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、また不正な保険金請求を防止するために、他の保険業に関連する企業・団体・協会等と共同利用する場合
- (5)当社およびグループ会社でその取り扱う商品・サービスを案内または提供するために、各社間で個人データを共同利用する場合

※個人情報の取扱いに関する詳細等につきましては、当社ホームページにて個人情報保護方針(プライバシーポリシー)をご確認ください。

<<https://www.z-rabby.co.jp/>>

## Ⅳ その他のご説明事項

### 1.支払時情報交換制度について

当社は、(一社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、(一社)日本少額短期保険協会ホームページ(<https://www.shougakutanki.jp/>)をご参照ください。

### 2.保険証券およびご契約更新時の保険契約継続証の発行とインターネットを利用することによる発行省略について

ご契約の際に保険契約者のご希望に応じて、インターネットを通じて、当社ホームページ <https://www.z-rabby.co.jp/> の「ご契約者様専用サイト(マイページ)」で保険契約の内容を表示して確認する方法と、紙面にて保険証券および保険契約継続証を発行する方法をお選びいただけます。

どちらも保険契約の成立を証明するものですので、ご契約内容についてのご確認をお願いいたします。

### 3.補償の内容

賃貸住宅入居者総合保険における保険金の種類は以下の通りです。

なお、内容は主な場合について記載していますので詳細は普通保険約款、特約条項をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払する主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
家財・費用補償	<b>損害保険金</b> 保険の対象が次のいずれかの事故により損害を受けた場合 ①火災 ②落雷 ③破裂または爆発 ④風災、ひょう災・雪災 ⑤外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊 ⑥漏水、放水または溢水による水濡れ ⑦騒じょう等による暴力行為、破壊行為 ⑧盗難による盗取、き損または汚損 ⑨現金、預貯金証書の盗難 ⑩①～⑨以外の不測かつ突発的な事故による破損・汚損等	保険証券もしくはホームページ上に掲載される損害保険金額  ⑧盗難事故については1事故につき50万円を限度(ただし、現金は20万円、預貯金証書は50万円を限度)	<b>&lt;家財・費用補償&gt;</b> <b>家財・費用補償の全ての保険金共通</b> ①契約者または被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ②被保険者でない者が保険金の全部または一部を受取るべき場合においては、その者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ③契約者または被保険者が運転する自動車またはその積載物の衝突または接触 ④保険の対象が屋外にある間に生じた事故 ⑤戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、または暴動 ⑥地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑦核燃料物質(使用済み燃料を含む)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含む)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故  <b>借用住宅修理費用保険金</b> (1)建物の主要構造部、借用住宅居住者の共同に利用されるもの (2)国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害 (3)保険の対象の欠陥によって生じた損害 (4)保険の対象の自然の損耗もしくは劣化等による損害  <b>&lt;賠償責任補償&gt;</b> <b>借家人賠償責任保険金</b> (1)契約者または被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意 (2)被保険者の心神喪失または指図 (3)借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事 (4)上記家財・費用補償の「保険金をお支払いできない主な場合」⑤～⑦の掲げる事由によって生じた損害 (5)国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害 (6)借用戸室の自然の損耗もしくは劣化等による損害 (7)借用戸室の欠陥によって生じた損壊 (8)被保険者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任  <b>個人賠償責任保険金</b> (1)契約者または被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意 (2)上記家財・費用補償の「保険金をお支払いできない主な場合」⑤～⑦の掲げる事由によって生じた損害 (3)被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 (4)被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 (5)被保険者相互間の損害賠償責任 (6)被保険者の心神喪失、指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
	<b>臨時宿泊費用保険金</b> 保険の対象が損害保険金の「保険金をお支払いする主な場合」①～⑦の損害を受けたために臨時に宿泊費用を支払ったとき	実費(1室1泊2万円までかつ1泊まで1事故につき20万円を限度)	
	<b>残存物片付け費用保険金</b> 損害保険金の「保険金をお支払いする主な場合」①～⑦の事故により損害保険金が支払われる場合、保険の対象の残存物の片付けに必要な費用を支出したとき	実費(1事故につき損害保険金の10%を限度)	
	<b>失火見舞費用保険金</b> 損害保険金の「保険金をお支払いする主な場合」の①または③の事故により損害保険金が支払われる場合、借用戸室から発生した火災、破裂または爆発により、第三者の所有物に滅失、破損または汚損があったとき	1事故につき20万円を限度	
	<b>ドアロック交換費用保険金</b> 借用戸室の玄関のドアロックがピッキング等による開錠、いたづら等による破損によりドアロック交換費用を支出したとき	実費(1事故につき3万円を限度)	
賠償責任補償	<b>借用住宅修理費用保険金</b> 損害保険金が支払われる事故が発生した場合において、被保険者がその貸主との間で締結した賃貸借契約等の契約に基づきまたは緊急的に、自己の費用で借用戸室を修理したとき  借用戸室内の被保険者死亡により借用戸室が汚損等の損害を受け、修復、清掃、消臭、遺品整理の費用を負担したとき	実費(1事故につき100万円を限度)  実費(1事故につき50万円を限度)	
	<b>特定設備(水道管等)修理費用保険金</b> 借用戸室内の専用水道管が凍結によって破損、または備え付けの洗面台に物を落として破損させて被保険者が自己の費用でこれを修理したとき	実費(1事故につき10万円を限度、免責1万円、ただし、洗面台は5万円を限度、免責1万円)	
賠償責任補償	<b>借家人賠償責任保険金</b> 火災、破裂または爆発、漏水、放水または溢水等により借用戸室が損壊した場合において、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合	損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用等約款に定める額(1事故につき借家人賠償責任保険金と個人賠償責任保険金を合計して1,000万円を限度、ただし、借家人賠償で、火災、破裂または爆発、給排水設備の漏水、放水、溢水以外の偶然な事故の場合、免責3万円)	
	<b>個人賠償責任保険金</b> 偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担する場合		

# 賃貸住宅入居者総合保険 普通保険約款

## 目次

### ◆普通保険約款

＜用語の定義＞	10
<b>第1章 家財・費用補償条項</b>	11
第1条(保険の対象の範囲)	11
第2条(損害保険金を支払う場合)	11
第3条(損害保険金の支払額)	11
第4条(臨時宿泊費用保険金)	11
第5条(残存物片付け費用保険金)	11
第6条(失火見舞費用保険金)	12
第7条(ドアロック交換費用保険金)	12
第8条(借用住宅修理費用保険金)	12
第9条(特定設備(水道管等)修理費用保険金)	12
第10条(保険金を支払わない場合)	12
第11条(保険金の支払限度)	13
<b>第2章 賠償責任補償条項</b>	13
第12条(借家人賠償責任保険金を支払う場合)	13
第13条(借家人賠償責任保険金を支払わない場合)	13
第14条(当社による解決)	14
第15条(先取特権)	14
第16条(個人賠償責任保険金を支払う場合)	14
第17条(個人賠償責任保険金を支払わない場合)	14
第18条(準用規定)	15
第19条(賠償責任保険金の支払範囲)	15
第20条(賠償責任保険金の支払額)	15
<b>第3章 共通条項</b>	15
第21条(保険責任の始期および終期)	15
第22条(告知義務)	15
第23条(告知義務違反による解除を行う場合)	15
第24条(告知義務違反による解除を行わない場合)	15
第25条(通知義務)	15
第26条(保険契約の無効)	16
第27条(保険契約の失効)	16
第28条(保険契約の取消し)	16
第29条(保険契約の解約)	16
第30条(保険金額の調整)	16
第31条(重大事由による保険契約の解除)	16
第32条(保険料の返還-解約の場合)	16
第33条(保険料の返還-解除の場合)	17
第34条(保険料の返還-無効または失効の場合)	17
第35条(保険料の返還-取消しの場合)	17
第36条(事故の発生)	17
第37条(損害防止義務および損害防止費用)	17
第38条(保険金の請求権者)	17
第39条(保険金の請求)	17
第40条(保険金の支払時期)	18
第41条(時効)	18
第42条(保険金支払後の保険契約)	18
第43条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)	18
第44条(保険金の削減払い)	18
第45条(保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額)	18
第46条(代位)	19
第47条(残存物および盗難品の帰属)	19

第48条(損害発生後の保険の目的物の滅失)	19
第49条(保険契約の更新)	19
第50条(更新時の保険料の増額または保険金額の減額)	19
第51条(保険証券と保険契約継続証の発行省略)	19
第52条(準拠法)	20
第53条(管轄裁判所)	20

**別表** 他の保険契約等がある場合の支払限度額 20

### 特約条項 20

#### ◎法人等契約の被保険者に関する特約条項 20

第1条(特約の適用)	20
第2条(被保険者の範囲)	20
第3条(準用規定)	20

#### 自動付帯

#### ◎転居に関する特約条項 20

第1条(特約条項の適用)	20
第2条(転居前借用戸室での事故の取扱い)	20
第3条(準用規定)	20

#### 自動付帯

#### ◎借用戸室内被保険者死亡時における

#### 貸主の修理費用保険金相当額請求に関する特約条項 21

＜用語の定義＞	21
第1条(特約の適用)	21
第2条(保険金相当額を支払う場合)	21
第3条(保険金相当額を支払わない場合)	21
第4条(保険金相当額の支払額)	21
第5条(保険金相当額支払要件)	21
第6条(代位求償権の不行使)	21
第7条(準用規定)	21

#### ◎保険料のコンビニエンスストア払いに関する特約条項 21

＜用語の定義＞	21
第1条(特約条項の適用)	21
第2条(保険料の払込み)	21
第3条(保険料払込み前の事故)	21
第4条(保険料不払の場合の保険契約の不成立)	22
第5条(準用規定)	22

#### ◎保険料のクレジットカード払いに関する特約条項 22

＜用語の定義＞	22
第1条(特約条項の適用)	22
第2条(保険料の払込み)	22
第3条(保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い)	22
第4条(保険料の返還の特則)	22
第5条(準用規定)	22

#### ◎保証業者等扱特約条項 22

第1条(用語の定義)	22
第2条(特約条項の適用等)	23
第3条(保険料の払込み)	23
第4条(保険料領収証の不発行)	23
第5条(集金不能となった場合の保険料の払込み)	23
第6条(保険契約更新時の取扱い)	23
第7条(準用規定)	23

## 用語の定義

この約款およびこの約款に付帯される特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。ただし、別途個別の定義のある場合は、この限りではありません。

用語	定義
保険契約者	当社にこの保険契約の申込みをする者であって、この保険契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこととなる者をいいます。
被保険者	借戸室に入居する保険証券記載の者およびその親族で同居している者をいいます。
借戸室	賃貸借契約書において、借主が「居住の目的」で借用した物件で、保険の対象を収容する保険証券記載の借戸室 <sup>(注)</sup> をいい、これに付属する物置、車庫その他の付属建物を含みます。 (注)一戸建を含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
保険の対象	この保険契約により補償される物としてこの保険契約で定めるものをいいます。
保険金額	この保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が1回の事故に対して支払うべき保険金の限度額をいいます。
家財保険金額	保険証券に記載の家財補償の保険金額をいいます。
借家人賠償責任保険金額	保険証券に記載の借家人賠償責任補償の保険金額をいいます。
個人賠償責任保険金額	保険証券に記載の個人賠償責任補償の保険金額をいいます。
保険金	この保険契約により補償される損害が生じた場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、損害保険金、臨時宿泊費用保険金、残存物片付け費用保険金、失火見舞費用保険金、ドアロック交換費用保険金、借用住宅修理費用保険金、特定設備(水道管等)修理費用保険金、借家人賠償責任保険金、個人賠償責任保険金およびこの約款に付帯される特約により支払われるべき保険金をいいます。
再調達価額	損害が生じた場所および時における保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
時価額	損害が生じた場所および時におけるその保険の対象の価額をいいます。時価額の計算は再調達価額から経過年数や使用による消耗分を差し引きます。

用語	定義
保険の対象の損害	事故や自然災害により被保険者が受ける経済的な不利益をいい、消防または避難に必要な処置によって生活用の動産(家財)について生じた損害を含みます。
財物の損壊	有体物の滅失、破損または汚損をいい、滅失には盗難、紛失または詐取を含みません。
身体の障害	傷害もしくは疾病またはこれらに起因する死亡もしくは後遺障害をいいます。
貸主	賃貸借契約の賃貸人をいい、転貸人を含みます。
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
雪災	豪雪、なだれ等によって生じた事故をいいます。ただし、融雪洪水によって生じた事故を除きます。
風災	台風、旋風、暴風、暴風雨等によって生じた事故をいいます。ただし、洪水、高潮等によって生じた事故を除きます。
給排水設備	建物の機能を維持するために必要な給水、排水設備をいい、スプリンクラー設備・装置を含みます。
暴動	群衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
騒じょうおよびこれに類似の集団行動	群衆または多数の者の集団行動によって、数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害されるかまたは被害を生ずる状態であって、暴動に至らないものをいいます。
盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
現金	通貨および預金小切手をいいます。
預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。
貴金属・宝石・美術品等	貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項 <sup>(注)</sup> のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。 (注)他の保険契約等に関する事項を含みます。
他の保険契約等	この保険契約で保険金支払の対象とする損害と同一の損害を保険金支払の対象とする他の保険契約または共済契約をいいます。

## 第1章 家財・費用補償条項

### 第1条(保険の対象の範囲)

- 1.本条項における保険の対象は、借戸室に収容され、かつ被保険者の所有する生活用の動産(家財)とします。
- 2.次に掲げる物は、保険の対象には含まれません。
  - (1)船舶、航空機および自動車<sup>(注)</sup>ならびにこれらの付属品
  - (2)現金、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、有価証券、印紙、切手、商品券、乗車券、チケット類その他これらに類する物
  - (3)業務用の動産
  - (4)貴金属、時計、宝石、美術品等で1個または1組の時価額が30万円を超えるもの
  - (5)稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
  - (6)テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずる物
  - (7)動物および植物(注)自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車(総排気量が125cc以下のものをいいます。)を除きます。  
ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。  
パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機、ラジコン模型およびこれらの部品
- 3.第2項の規定にかかわらず、現金、預貯金証書については、次条第1項第9号に記載の盗難による損害についてのみ、これらを保険の対象として取扱います。

### 第2条(損害保険金を支払う場合)

- 1.当社は、次のいずれかに該当する事故による保険の対象の損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。
  - (1)火災<sup>(注1)</sup>
  - (2)落雷
  - (3)破裂または爆発
  - (4)風災(洪水、高潮等を除く)、ひょう災(ひょう災による水災除く)または雪災(融雪洪水を除く)。ただし、借戸室またはその窓、扉その他開口部が風災、ひょう災または雪災によって直接破損したために生じた損害に限ります。
  - (5)借戸室の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れ、風災、ひょう災、雪災または水災を除きます。
  - (6)給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。ただし、水災による場合を除きます。
  - (7)騒ぎょうおよびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
  - (8)盗難による盗取、き損または汚損。
  - (9)現金、預貯金証書の盗難
  - (10)不測かつ突発的な事故による破損・汚損等

2.第8号および第9号の盗難に対する損害保険金の支払いは、保険契約者または被保険者が盗難の発生を知った後ただちに警察署あてに盗難被害の届出をし、受理されたことを条件とし、第9号の盗難のうち、小切手、預貯金証書の盗難については、さらに次に掲げる事実のすべてがあったことを条件とします。

#### (1)小切手

- ①保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに小切手の振出人に盗難を通知<sup>(注2)</sup>し、かつ、振出人を通じて小切手の支払停止を支払金融機関に届け出たこと。
- ②盗難にあった小切手に対して支払金融機関による支払がなされたこと。

#### (2)預貯金証書

- ①保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。
- ②盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。<sup>(注3)</sup>
  - (注1)地震を原因とした火災を除きます。
  - (注2)被保険者が振出人である場合を除きます。
  - (注3)現金自動支払機用カードに付帯されるデビットカード機能を第三者に不正に利用され、預貯金口座から現金が引き落とされた場合も含みます。

### 第3条(損害保険金の支払額)

- 1.当社は、保険の対象の再調達価額<sup>(注1)</sup>によって定めた損害の額<sup>(注2)</sup>を前条の損害保険金として支払います。ただし、1回の事故につき損害保険金額を限度とします。
  - (注1)貴金属・宝石・美術品等については時価額とします。
  - (注2)盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は損害の額に含まれるものとします。
- 2.前項の規定にかかわらず、前条第1項第8号の盗難の事故の場合の損害保険金の支払額は、1回の事故につき50万円を限度とします。
- 3.第1項の規定にかかわらず、前条第1項第9号の現金、預貯金証書の盗難の事故の場合の損害保険金の支払額は、1回の事故につき次の各号の金額を限度とします。
  - (1)現金：20万円
  - (2)預貯金証書：50万円

### 第4条(臨時宿泊費用保険金)

当社は、第2条(損害保険金を支払う場合)第1項第1号から第7号までの事故により損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたために臨時に生ずる宿泊費用に対して、1回の事故につき、実費を臨時宿泊費用保険金として支払います。ただし、1室1泊につき2万円かつ14泊までとし、20万円を限度とします。

### 第5条(残存物片付け費用保険金)

当社は、第2条(損害保険金を支払う場合)第1項第1号から第7号までの事故により損害保険金が支払われる場合において、被保険者が損害を受けた保険の対象の残存物の片付けに必要な費用<sup>(注)</sup>を支出したときに、被保険者が実際に支出した片付け費用の額を残存物片付け費用保険金として支払います。ただし、1回の事故につき、損害保険金の10%を限度とします。  
(注)片付け清掃費用および搬出費用をいいます。

## 第6条(失火見舞費用保険金)

- 1.当社は、第2条(損害保険金を支払う場合)第1項第1号または第3号の事故により損害保険金が支払われる場合において、次の第1号の事故によって第2号の損害が生じたときに、失火見舞費用保険金を支払います。
  - (1)借戸室から発生した火災<sup>(注1)</sup>、破裂または爆発。ただし、第三者の所有物で被保険者以外の者が占有する部分<sup>(注2)</sup>から発生した火災<sup>(注1)</sup>、破裂または爆発による場合を除きます。
  - (2)第三者の所有物<sup>(注3)</sup>の滅失、破損または汚損。ただし、煙損害または臭気附着の損害を除きます。
    - (注1)地震を原因とした火災を除きます。
    - (注2)区分所有建物の共用部分を含みます。
    - (注3)動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する構内にあるものに限ります。
- 2.当社が、前項の失火見舞費用保険金として支払うべき額は、1回の事故につき、20万円を限度とします。

## 第7条(ドアロック交換費用保険金)

- 当社は、借戸室の玄関のドアロックについて次のいずれかの事由が発生した場合、被保険者がドアロックの交換費用を支出したときに、実際に支出した費用をドアロック交換費用保険金として支払います。ただし、1回の事故につき、3万円を限度とします。
- (1)借戸室の玄関のドアロックがピッキング等により開錠された場合<sup>(注)</sup>
  - (2)借戸室の玄関のドアロックがいたずら等により破損した場合<sup>(注)</sup>
- (注) 保険契約者または被保険者が盗難または損害の発生を知った後、直ちに警察署に被害届を提出し、受理されたことを条件とします。

## 第8条(借用住宅修理費用保険金)

- 1.当社は、第2条(損害保険金を支払う場合)第1項の事故により借戸室に損害が生じた場合において、被保険者がその貸主との間で締結した賃貸借契約等の契約に基づきまたは緊急的に、自己の費用でこれを修理したときは、その修理費用<sup>(注)</sup>に対して、借用住宅修理費用保険金を支払います。ただし、賠償責任補償条項の借家人賠償責任保険金が支払われる場合を除きます。
  - (注)借戸室を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用に限ります。
- 2.当社が、前項の借用住宅修理費用保険金として支払うべき額は、被保険者が実際に支出した修理費用の額とします。ただし、1回の事故につき、100万円を限度とします。
- 3.当社は、被保険者が借戸室内で死亡したことを直接の原因として、借戸室が汚損等の損害を受けた場合は、被保険者の法定相続人、または相続財産管理人が借戸室の修復、清掃、消臭、遺品整理<sup>(注1)</sup>を、その負担においてこれを行ったときは、その修理費用<sup>(注2)</sup>に対して、借用住宅修理費用保険金を支払います。
  - (注1)借戸室内の遺品(家財)の廃棄処分、搬出費用等をいい、負担した金額が領収証等により明らかなものをいいます。
  - (注2)借戸室を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用とします。
- 4.当社が、前項の借用住宅修理費用保険金として支払うべき額は、その被保険者に代わって借戸室を修理(清掃、消臭を含む)すべき者が実際に支出した修理費用の額とします。ただし、1回の事故につき、50万円を限度とします。

## 第9条(特定設備(水道管等)修理費用保険金)

- 1.当社は、借戸室内の専用水道管が凍結によって破損<sup>(注1)</sup>、または備え付けの洗面台に物を落として破損させて被保険者が自己の費用でこれを修理した場合において、実際に支出した修理費用<sup>(注2)</sup>に対して、特定設備(水道管等)修理費用保険金を支払います。
  - (注1)パッキングのみに生じた損壊を除きます。
  - (注2)借戸室を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用とします。
- 2.当社が、特定設備(水道管等)修理費用保険金として支払うべき額は、被保険者が緊急的に使用可能な状態に復旧するために、実際に支出した修理費用の額とします。但し、第三者の所有物で被保険者以外の者が占有する部分(区分所有建物の共用部分を含みます。)の専用水道管にかかわる特定設備(水道管等)修理費用保険金は支払いません。なお、1回の事故につき、10万円(免責1万円)を限度とし、洗面台については5万円(免責1万円)を限度とします。

## 第10条(保険金を支払わない場合)

- 1.当社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、家財・費用補償条項(第2条から第9条まで)の保険金<sup>(注)</sup>を支払いません。
  - (1)保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。
  - (2)(1)に掲げる者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
  - (3)保険契約者または被保険者が運転する自動車またはその積載物の衝突または接触
  - (4)第2条(損害保険金を支払う場合)第1項第1号から第7号までの事故の際における保険の対象の紛失または盗難
  - (5)保険の対象が屋外にある間に生じた事故。ただし、借戸室に併設される専用駐輪場または借戸室が一戸建の場合の敷地内に収容される自転車の盗難を除きます。
  - (6)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
  - (7)地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - (8)核燃料物質(使用済み燃料を含む)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含む)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
  - (9)前号以外の放射線照射または放射能汚染
  - (10)第6号から第9号までの事由に伴う秩序の混乱
  - (11)第6号から第9号までの事由によって発生した事故の延焼または拡大
  - (12)発生原因が何であるかにかかわらず、第2条(損害保険金を支払う場合)第1項の事故の本条第1項第6号から第9号までの事由による延焼または拡大

(注) 損害保険金、臨時宿泊費用保険金、残存物片付け費用保険金、失火見舞費用保険金、ドアロック交換費用保険金、借用住宅修理費用保険金および特定設備(水道管等)修理費用保険金をいいます。以下、同様とします。

2.当社は、前項の他、次のいずれかに該当する損害に対しては、第8条(借用住宅修理費用保険金)の借用住宅修理費用保険金を支払いません。

(1)次に掲げる物に対する修理費用

- ①壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部
- ②玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等の借用住宅居住者の共同に利用されるもの

(2)次のいずれかに該当する損害

- ①差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な措置によって生じた損害を除きます。
- ②保険の対象の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかつた欠陥によって生じた損害を除きます。
- ③保険の対象の自然の損耗もしくは劣化<sup>(注1)</sup>または性質による変色、変質、さび、かび、発酵、発熱、ひび割れ、その他類似の事由または、ねずみ食いもしくは虫食いなどによってその部分に生じた損害。ただし、建物外部に面するガラスのひび割れもしくは熱割れを除きます。
- ④保険の対象に対する加工、修理または調整の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- ⑤保険の対象のすり傷、かき傷もしくは塗料のはがれ等の外観損傷または保険の対象の汚損<sup>(注2)</sup>であつて、保険の対象の機能に支障をきたさない損害
- ⑥不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的または機械的の事故によって生じた損害
- ⑦詐欺または横領によって生じた損害
- ⑧土地の沈下、隆起、移動または振動等によって生じた損害
- ⑨保険の対象のうち、電球、ブラウン管などの管球類のみまたは液晶ディスプレイ、プラズマディスプレイ、有機ELディスプレイ等の画像表示装置のみに生じた損害
- ⑩置き忘れ、紛失または不注意による廃棄によって生じた損害
- ⑪楽器に生じた次に掲げる損害
  - ア 絃<sup>(注3)</sup>の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を被つた場合を除きます。
  - イ 音色または音質の変化
    - (注1)日常の使用にともなう摩耗、消耗または劣化を含みます。
    - (注2)落書きによる汚損を含みます。
    - (注3)ピアノ線を含みます。

## 第11条(保険金の支払限度)

1.当社は、1回の事故について支払われるべき損害保険金の額は、次の金額の合計額とします。

- ①第2条の損害保険金
- ②費用保険金<sup>(注)</sup>

(注)臨時宿泊費用保険金、残存物片付け費用保険金、失火見舞費用保険金、ドアロック交換費用保険金、借用住宅修理費用保険金および特定設備(水道管等)修理費用保険金をいいます。以下、本条において同様とします。

2.前項の規定にかかわらず、1回の事故について支払われるべき第2条(損害保険金を支払う場合)の損害保険金と費用保険金との合計額が1,000万円を超える場合には、当社が支払う保険金の額は、家財・費用補償条項のすべての保険金を合算して1,000万円とします。

3.第1項および第2項の規定並びに第2条(損害保険金を支払う場合)から第9条(特定設備(水道管等)修理費用保険金)までの規定にかかわらず、当社が、同一の保険期間内に発生した事故に対して支払う保険金の通算支払限度額は、家財・費用補償条項のすべての保険金を合計して1,000万円とします。

## 第2章 賠償責任補償条項

### 第12条(借家人賠償責任保険金を支払う場合)

当社は、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次のいずれかに該当する事故により借用戸室が損壊した場合において、被保険者が借用戸室の使用または管理につき、その貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被つた損害に対して、借家人賠償責任保険金を支払います。

- (1)火災<sup>(注)</sup>
  - (2)破裂または爆発
  - (3)給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ
  - (4)第1号から第3号までの事故以外の偶然な事故
- (注)地震を原因とした火災を除きます。

### 第13条(借家人賠償責任保険金を支払わない場合)

1.当社は、借用戸室が次のいずれかに該当する事由によって損壊した場合において、被保険者が被つた損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。

- (1)保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- (2)被保険者の心神喪失または指図
- (3)借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が、自己の労力をもって行つた仕事により発生した事故を除きます。
- (4)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- (5)地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (6)核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
- (7)前号以外の放射線照射または放射能汚染
- (8)第4号から第7号までの事由に伴う秩序の混乱
- (9)第4号から第7号までの事由によって発生した事故の延焼または拡大
- (10)発生原因が何であるかにかかわらず、前条の事故の本条第1項第4号から第7号までの事由による延焼または拡大

2.当社は、借用戸室に生じた次のいずれかに該当する損壊により被保険者が被つた損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。

- (1)差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損壊。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損壊を除きます。
- (2)借用戸室の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損壊

- (3) 借戸室の欠陥によって生じた損壊。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって借戸室を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって生じた損壊は除きます。
  - (4) 借戸室の使用もしくは管理を委託された者または被保険者の故意によって生じた損壊。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
  - (5) 借戸室の電気的事故または機械的事故によって生じた損壊。不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
  - (6) 詐欺または横領によって借戸室に生じた損壊
  - (7) 土地の沈下、移動または隆起によって生じた損壊
  - (8) 借戸室に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ等の外観の損傷または借戸室の汚損であって、借戸室の機能に支障をきたさない損壊
  - (9) 借戸室の使用により不可避的に生じる汚損、すり傷、かき傷等の損壊
  - (10) 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損壊。ただし、借戸室の他の部分と同時に損壊を被った場合を除きます。
  - (11) 風、雨、ひょう、もしくは砂じんの吹込みまたはこれらのものの漏入により生じた損壊
  - (12) 被保険者が借戸室を貸主に明け渡す際に補修、交換、張替え等が行われた畳、壁紙、ふすま、障子または床に生じた損壊
  - (13) 被保険者が借戸室を貸主に明け渡す際に清掃等により生じた損壊
3. 当社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。
- (1) 被保険者と借戸室の貸主との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
  - (2) 被保険者が借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任
  - (3) 航空機、船舶、自動車<sup>(注)</sup>または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- (注) 原動力が専ら人力であることを除きます。

#### 第14条(当社による解決)

1. 当社は、必要と認めるときは、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
2. 被保険者が、正当な理由がなく前項の協力に応じない場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて借家人賠償責任保険金を支払います。

#### 第15条(先取特権)

1. 貸主は、被保険者の当社に対する借家人賠償責任保険金の請求権について先取特権を有します。
2. 当社は、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合に、借家人賠償責任保険金を支払うものとします。
  - (1) 被保険者が貸主に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
  - (2) 被保険者が貸主に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、貸主に支払う場合
  - (3) 被保険者が貸主に対してその損害の賠償をする前に、貸主が1.の先取特権を行使したことにより、当社から直接、貸主に支払う場合

- (4) 被保険者が貸主に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に借家人賠償責任保険金を支払うことを貸主が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、貸主が承諾した金額を限度とします。

3. 借家人賠償責任保険金の請求権は、貸主以外の第三者に譲渡することはできません。また、この請求権を質権の目的とし、または差押えることはできません。ただし、2.(1)または(4)の規定により被保険者が当社に対して借家人賠償責任保険金の支払を請求できる場合を除きます。

#### 第16条(個人賠償責任保険金を支払う場合)

当社は、被保険者が日本国内での次のいずれかに該当する事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、個人賠償責任保険金を支払います。

- (1) 借戸室の使用または管理に起因する偶然な事故
  - (2) 被保険者の日常生活<sup>(注)</sup>に起因する偶然な事故
- (注) 借戸室以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

#### 第17条(個人賠償責任保険金を支払わない場合)

1. 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、個人賠償責任保険金を支払いません。
  - (1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
  - (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
  - (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - (4) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
  - (5) 前号以外の放射線照射または放射能汚染
  - (6) 第2号から第5号までの事由に伴う秩序の混乱
  - (7) 第2号から第5号までの事由によって発生した事故の拡大
  - (8) 発生原因が何であるかにかかわらず、前条の事故の上記第2号から第5号までの事由による拡大
2. 当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、個人賠償責任保険金を支払いません。
  - (1) 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
  - (2) 被保険者が職務に使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
  - (3) 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
  - (4) 被保険者相互間の損害賠償責任
  - (5) 被保険者の使用人<sup>(注1)</sup>が業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
  - (6) 被保険者と第三者との間の損害賠償に関する特別の約定によって加重された損害賠償責任
  - (7) 被保険者が所有、使用または管理する財物<sup>(注2)</sup>の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対しての損害賠償責任
  - (8) 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
  - (9) 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
  - (10) 航空機、船舶、自動車<sup>(注3)</sup>または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

- (11)排気または廃棄物によって生じた損害賠償責任  
 (12)給排水管、冷暖房装置、湿度調節装置、消火栓、スプリンクラーその他既設の設備・装置類の瑕疵、劣化またはさびに起因する損害賠償責任  
 (注1)家事使用人を除きます。  
 (注2)受託品を含みます。  
 (注3)原動力が専ら人力であることを除きます。

### 第18条(準用規定)

第14条(当社による解決)および第15条(先取特権)の規定は第16条(個人賠償責任保険金を支払う場合)の個人賠償責任保険金について準用します。この場合において、第15条(先取特権)の規定中「貸主」とあるのは「損害賠償請求権者」と読み替えるものとします。

### 第19条(賠償責任保険金の支払範囲)

当社が支払う賠償責任保険金<sup>(注1)</sup>の範囲は、次に掲げるものに限ります。

- (1)被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金<sup>(注2)</sup>
- (2)被保険者が当社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に必要とした費用
- (3)被保険者が当社の承認を得て支出した示談交渉に必要とした費用
- (4)被保険者が当社の要求に従い、協力するために必要とした費用
- (5)被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、その権利の保全または行使に必要な手続をとるために必要とした費用
- (6)被保険者が負担した損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用  
 (注1)借家人賠償責任保険金および個人賠償責任保険金をいいます。以下、同様とします。  
 (注2)判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得する物がある場合は、その価額をこれから差し引きます。

### 第20条(賠償責任保険金の支払額)

- 1.当社が支払う賠償責任保険金の支払額は下表のとおりとします。

保険金	支払額	
借家人賠償責任保険金	第12条(借家人賠償責任保険金を支払う場合)第1号から第3号までの事故	前条各号の金額の合計額。ただし、借家人賠償責任保険金額を限度とする。
	第12条(借家人賠償責任保険金を支払う場合)第4号の事故	前条各号の金額の合計額から3万円(免責金額)を控除した額。ただし、借家人賠償責任保険金額を限度とする。
個人賠償責任保険金	前条各号の金額の合計額。ただし、個人賠償責任保険金額を限度とする。	

- 2.前項の規定にかかわらず、当社が1回の事故に対して支払う賠償責任保険金の限度額は、借家人賠償責任保険金と個人賠償責任保険金を合計して1,000万円とします。
- 3.第1項および第2項の規定にかかわらず、当社が、同一の保険期間内に発生した事故に対して支払う賠償責任保険金の通算支払限度額は、借家人賠償責任保険金と個人賠償責任保険金を合計して1,000万円とします。

## 第3章 共通条項

### 第21条(保険責任の始期および終期)

- 1.当社の保険契約上の責任は、保険証券記載の保険期間開始日の0時に始まり、保険期間満了日の24時に終わります。
- 2.前項の時刻は、日本国の標準時によるものとする。
- 3.保険期間が始まった後でも、当社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

### 第22条(告知義務)

保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当社が告知を求めた次の各号について、当社に事実を正確に告げなければなりません。

- (1)保険の対象を収容する借戸室の所在地および用途
- (2)保険契約者の氏名および生年月日、契約者が法人の場合は名称
- (3)申込書記載の被保険者の氏名
- (4)この保険契約と同一の危険を補償する他の保険契約(共済契約を含む)の有無

### 第23条(告知義務違反による解除を行う場合)

- 1.当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- 2.前項の規定による解除が保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- 3.前項の規定は、第1項に規定する事実に基づかずに発生した損害については適用しません。

### 第24条(告知義務違反による解除を行わない場合)

当社は、次のいずれかに該当する場合には前条による告知義務違反による解除を行いません。

- (1)告知義務違反に該当する事実がなくなった場合
- (2)当社が保険契約締結の際、告知義務違反に該当する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合<sup>(注)</sup>
- (3)保険契約者または被保険者が、損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合
- (4)当社が、告知義務違反による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合  
 (注)当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

### 第25条(通知義務)

- 1.保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社への通知は必要ありません。

- (1) 保険契約者が住所を変更したこと。
- (2) 保険証券記載の被保険者が借戸室に居住しなくなったこと。
- (3) 借戸室の用途を変更したこと。
- (4) 被保険者の氏名および人数に変更が生じたこと。
- (5) 第1号から第4号までのほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実<sup>(注)</sup>が発生したこと。

(注)告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等において通知事項として定めたものに関する事実に限ります。

2. 前項の事実の発生によってこの保険契約の引受範囲を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
3. 前項の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、解除の原因となった事実が生じた時から解除がなされた時まで発生した損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
4. 前項の規定は、第2項に規定する解除の原因となった事実に基づかず発生した損害については適用しません。

### 第26条(保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

### 第27条(保険契約の失効)

保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時にこの保険契約は失効します。

- (1) 保険の対象の全部が滅失した場合
- (2) 保険の対象が譲渡された場合
- (3) 保険の対象を収容する借戸室の用途が変更された場合

### 第28条(保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

### 第29条(保険契約の解約)

保険契約者は、当社に対する書面等<sup>(注)</sup>による通知をもって、保険契約を将来に向かって解約することができます。

(注)書面のほか電磁的方法等の当社が認めた方法をいいます。

### 第30条(保険金額の調整)

1. 保険契約締結の際、家財保険金額が保険の対象の再調達価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当社に対する通知をもって、その超過部分について、保険契約を取り消すことができます。
2. 保険契約の締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当社に対する通知をもって、将来に向かって、家財保険金額について、減少後の保険の価額に至るまでの減額を請求することができます。

### 第31条(重大事由による保険契約の解除)

1. 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- (2) 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- (3) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき。
  - ① 反社会的勢力<sup>(注)</sup>に該当すると認められること。
  - ② 反社会的勢力<sup>(注)</sup>に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
  - ③ 反社会的勢力<sup>(注)</sup>を不当に利用していると認められること。
  - ④ 法人である場合において、反社会的勢力<sup>(注)</sup>がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
  - ⑤ その他反社会的勢力<sup>(注)</sup>と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(4) 第1号から第3号に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、第1号から第3号の事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

2. 当社は、被保険者が前項第3号の①から⑤のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約<sup>(注)</sup>を解除することができます。

(注)被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

3. 第1項または第2項の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第1項第1号から第4号までの事由または第2項の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

4. 保険契約者または被保険者が第1項第3号の①から⑤のいずれかに該当することにより第1項または第2項の規定による解除がなされた場合には、前項の規定は、次の損害については適用しません。

- (1) 第1項第3号の①から⑤のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- (2) 第1項第3号の①から⑤のいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

### 第32条(保険料の返還—解約の場合)

第29条(保険契約の解約)の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合には、当社は、次の算式により算出した額を返還します。

$$\text{返還保険料}^{(注1)} = \frac{(\text{払い込まれた保険料} - \text{当社の定める契約初期費用}^{(注2)}) \times \text{保険期間(月数)} - \text{保険期間開始日から解約日までの経過月数}^{(注3)}}{\text{保険期間(月数)}}$$

(注1) 10円未満を四捨五入し、10円単位とします。

(注2) 保険契約の締結などに要した事務費用(1,000円)です。

(注3) 月数の計算における1か月未満の端数は、1か月に切り上げます。

### 第33条(保険料の返還—解除の場合)

第23条(告知義務違反による解除を行う場合)第1項の規定、第25条(通知義務)第2項の規定、第31条(重大事由による保険契約の解除)第1項の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、次の算式により算出した額を返還します。

$$\text{返還保険料}^{(注1)} = \frac{\text{払い込まれた保険料} \times \text{保険期間(月数)} - \text{保険期間開始日から解除日までの経過月数}^{(注2)}}{\text{保険期間(月数)}}$$

(注1)10円未満を四捨五入し、10円単位とします。

(注2)月数の計算における1か月未満の端数は、1か月に切り上げます。

### 第34条(保険料の返還—無効または失効の場合)

- 第26条(保険契約の無効)の規定により保険契約が無効となる場合には、当社は、保険料を返還しません。
- 第27条(保険契約の失効)の規定により保険契約が失効となる場合には、当社は、前条の規定を準用して保険料を返還します。

### 第35条(保険料の返還—取消しの場合)

第28条(保険契約の取消し)の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

### 第36条(事故の発生)

- 保険契約者または被保険者は、事故または損害が発生したことを知った場合は、その内容ならびに他の保険契約等の有無および内容<sup>(注)</sup>を当社に遅滞なく通知しなければなりません。  
(注)既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- 保険契約者または被保険者は、損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合または提起された場合は、ただちに書面をもってこれを当社に通知しなければなりません。
- 保険契約者または被保険者は、他人から損害の賠償または金融機関からの補償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとらなければなりません。
- 保険契約者または被保険者は、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当社の承認を得なければなりません。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置を行う場合を除きます。
- 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第1項から第4項までの義務を履行しなかった場合は、当社は、第1項または第2項の場合はそれによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払うものとし、第3項の場合は賠償または補償を受けることができた認められる額を、第4項の場合は損害賠償責任がないと認められる額を、それぞれ差し引いた残額を損害の額とみなします。
- 当社は、事故または損害が発生した場合は次のことを行うことができます。
  - 保険の対象、借戸室、建物または敷地内を調査すること。
  - 当社が必要と認めるときは、被保険者に代わって当社の費用で損害賠償責任の解決に当たること。
- 前項第2号の遂行について、被保険者は、当社の求めに応じ、当社に協力しなければなりません。  
被保険者が、正当な理由がなく協力に応じない場合は、当社は、それによって当社が被った損害を差し引いて保険金を支払います。

### 第37条(損害防止義務および損害防止費用)

- 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- 保険契約者または被保険者が、第2条(損害保険金を支払う場合)の損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合において、第10条(保険金を支払わない場合)に掲げる事由に該当しないとき、および第21条(保険責任の始期および終期)第3項の規定が適用されないときは、当社は、次に掲げる費用に限り、これを負担します。この場合において、当社が負担する負担金と他の保険金の合計額が家財保険金額を超えるときでも、これを負担します。
  - 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
  - 消火活動に使用したことにより損傷した物<sup>(注1)</sup>の修理費用または再取得費用
  - 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用<sup>(注2)</sup>  
(注1)消火活動に従事した者の着用物を含みます。  
(注2)人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。
- 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第1項の義務を履行しなかった場合は、当社は、損害の額から損害の発生および拡大を防止することができたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなします。
- 第43条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定は、第2項に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第43条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)第2項の規定中「別表に掲げる支払限度額」とあるのは「第37条(損害防止義務および損害防止費用)第2項の規定によって当社が負担する費用の額」と読替えるものとします。

### 第38条(保険金の請求権者)

当社に対して保険金の請求をすることができる者は次の者とします。

- 被保険者
- 被保険者が死亡した場合には、その法定相続人または相続財産管理人

### 第39条(保険金の請求)

- 当社に対する保険金請求権は、保険金支払の対象となる損害が発生した時から発生し、これを行行使することができます。ただし、賠償責任保険金の保険金請求権については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行行使することができます。
- 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
  - 保険金請求書
  - 損害見積書またはこれに代わるべき書類
  - 盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
  - 賠償責任保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類

(5) その他当社が保険金支払いのために必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

3. 保険契約者または被保険者が、正当な理由がないのに前項の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第40条(保険金の支払時期)

1. 当社は、請求完了日<sup>(注)</sup>からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金を支払います。

(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

(2) 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

(3) 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、保険の対象の再調達価額または時価額および事故と損害との関係

(4) 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

(5) 第1号から第4号までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注) 被保険者が前条第2項の規定による手続を完了した日をいいます。以下、同様とします。

2. 前項に規定する確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、前項の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数<sup>(注1)</sup>を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

(1) 災害救助法が適用された災害の被災地域における調査: 60日

(2) 専門機関による鑑定等の結果の照会: 90日

(3) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会<sup>(注2)</sup>: 180日

(4) 保険金を支払うために必要な確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査: 180日

(注1) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注2) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

3. 第1項および第2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合<sup>(注)</sup>には、これにより確認が遅延した期間については、第1項または第2項の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

4. 第1項または第2項に規定する支払期日を超えて当社が保険金の支払いを行う場合は、当社が支払うべき保険金の額に遅延期間<sup>(注)</sup>に対して法定の遅延利息を付して、支払います。

(注) 支払期日から当社が実際に保険金の支払いを行った日までの期間をいいます。

#### 第41条(時効)

保険金および返還保険料の請求権は、請求権が生じた日<sup>(注)</sup>の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

(注) 保険金の請求権については第39条(保険金の請求)第1項に定める時が属する日をいい、返還保険料の請求権については保険料の返還の原因となる事由が生じた時が属する日をいいます。

#### 第42条(保険金支払後の保険契約)

1. 第2条(損害保険金を支払う場合)第1号から第9号の家財保険金の支払額がそれぞれ1回の事故につき保険証券記載の家財保険金額に相当する額となった場合は、この保険契約は、その保険金支払いの原因となった損害の発生したときに終了します。

2. 第1項の規定により保険契約が終了した場合には、当社は既に払い込まれた保険料を返還しません。

#### 第43条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

1. 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額<sup>(注)</sup>の合計額が別表に掲げる支払限度額以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額を支払保険金の額とします。

(注) それぞれの保険契約等について、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

2. 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が別表に掲げる支払限度額を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区 分	支払保険金の額
(1) 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額
(2) 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われている場合	別表に掲げる支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

#### 第44条(保険金の削減払い)

1. 保険金の支払事由に該当する場合でも、巨大災害の発生等により、当社の取支に著しく影響を及ぼすと特に認めたときは、保険金を当社の定めるところにより削減して支払うことがあります。

2. 前項の保険金の削減払いを行う場合は、当社は、保険契約者に対し書面によりその内容を通知します。

#### 第45条(保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額)

1. 保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす事象(巨大災害の発生等)が発生したときは、当社の定めるところにより、保険期間中に保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

2. 前項の保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行う場合は、当社は、保険契約者に対し書面によりその内容を通知します。

#### 第46条(代位)

- 1.当社は、保険金を支払ったときは、その支払った保険金の額を限度として、かつ、被保険者の権利を害さない範囲内で、被保険者がその損害につき第三者に対して有する権利を代位取得します。ただし次の額を限度とします。
  - (1)当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合  
被保険者が取得した債権の全額
  - (2)前号以外の場合  
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額(注)共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- 2.前項第2号の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- 3.保険契約者および被保険者は、当社が取得する第1項の権利の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

#### 第47条(残存物および盗難品の帰属)

- 1.当社が損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当社に移転しません。
- 2.盗取された保険の対象について、当社が保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、盗取された保険の対象を回収するのに要した費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。ただし、回収されるまでの間に保険の対象に損害が生じていたときは、その損害に対して第2条(損害保険金を支払う場合)の損害保険金を支払います。
- 3.盗取された保険の対象について、当社が保険金を支払った場合は、その保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権は、保険金の保険の対象の再調達価額<sup>(注)</sup>に対する割合によって、当社に移転します。  
(注)貴金属・宝石・美術品等については時価額とします。
- 4.前項の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額<sup>(注)</sup>を当社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。  
(注)盗取された保険の対象を回収するのに要した費用がある場合はこれを差し引いた残額とします。

#### 第48条(損害発生後の保険の目的物の滅失)

当社は、第2条(損害保険金を支払う場合)の事故による損害が発生した場合には、当該損害に係わる保険の目的物が、当該損害の発生後に、保険事故によらずに滅失したときであっても、当該保険金をお支払いします。

#### 第49条(保険契約の更新)

- 1.この保険契約は、次のいずれかに該当する場合を除き、保険期間満了日の翌日を始期とし、保険期間年数をこの保険契約と同一の保険期間年数として更新されるものとします。
  - (1)保険期間満了日の2か月前までに、当社が、保険契約者に対し、更新を行わない旨を保険契約者の住所に宛てた書面により通知した場合<sup>(注)</sup>
  - (2)保険期間満了日の1か月前までに、保険契約者が、当社に対し、更新を行わない旨を通知した場合(注)当社は、次のいずれかに該当する場合に、更新を行わない旨を通知することができます。

- ア.第31条(重大事由による保険契約の解除)1.に規定する事由に準ずる事由があると認められる場合
- イ.当社が保険契約上の義務を履行するに際して保険契約者または被保険者がこれに協力しなかった場合またはこれに準ずる場合
- ウ.当社において、この普通保険約款に基づく保険契約の引受方法の変更を行った等の事情により、更新前と同一の内容で引受けができない場合
- エ.当社が、保険契約者または被保険者に係る事故の発生の頻度、損害の状況および損害発生の可能性等を考慮して、更新しないこととした場合

- 2.1.(1)の場合を除き、当社は、保険期間満了日の2か月前までに、保険契約者に対し、更新後の保険契約の内容を保険契約者の住所に宛てた書面により通知します。この場合において、当社の事業収支を検証した結果、当社が必要と認めるときは、従前の保険契約の保険料または保険金額を変更することがあります。
- 3.この保険契約の保険期間満了日を1.の規定による更新後の保険契約の保険料払込期日とし、保険契約者は、保険料払込期日までに更新後の保険契約の保険料を払い込まなければなりません。
- 4.第21条(保険責任の始期および終期)の規定は、更新後の保険契約についても、これを適用します。
- 5.3.の保険料払込期日までに更新契約の保険料の払込みがない場合には、保険契約者は保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社に更新契約の保険料を払い込まなければなりません。
- 6.前項の期間内に、更新契約の保険料が払い込まれない場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約は更新されなかったものとします。
- 7.更新日から更新契約の保険料が払い込まれるまでの期間に保険事故が発生した場合には、当社は、未払込の保険料が払い込まれたことを条件に保険金の支払いを行います。ただし、保険契約者および被保険者からの申し出があった場合には、支払保険金から未払込の保険料相当額を差し引いて保険金を支払うことができるものとします。
- 8.保険契約が更新され、更新契約の保険料が払い込まれた場合には、当社は、更新完了通知を保険契約者に送付します。
- 9.保険契約者から特に請求のないかぎり、従前の保険証券と更新完了通知をもって、更新後の保険証券に代えます。

#### 第50条(更新時の保険料の増額または保険金額の減額)

- 1.当社は、この保険が不採算となり、この保険契約の計算の基礎に著しい影響を及ぼす事情が発生したと認めた場合には、当社が定めるところにより、保険契約の更新時に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- 2.前項の更新時における保険料の増額または保険金額の減額を行う場合は、当社は、保険契約者に対し保険期間満了日の2か月前までに書面によりその内容を通知します。

#### 第51条(保険証券と保険契約継続証の発行省略)

当社は、保険契約申込書により、保険証券と保険契約継続証の発行省略についての保険契約者の同意が得られた場合には、書面による保険証券と保険契約継続証の交付を行わず、当社が定めるホームページ上に掲載される保険契約者ごとの特定ページに保険契約の内容を電磁的に記録して表示した事項を、保険証券と保険契約継続証の記載事項とみなし、保険契約者専用のIDとパスワードを入力することにより、当該特定ページを保険契約者に閲覧可能とすることで「保険証券」と「保険契約継続証」に代えるものとします。

## 第52条(準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

## 第53条(管轄裁判所)

この保険契約に関する訴訟については、保険契約者の所在地または当社の所在地を管轄とする高等裁判所所在地の地方裁判所を第1審の合意管轄裁判所とします。

### 別表 他の保険契約等がある場合の支払限度額

	保険金の種類	支払限度額 (この保険契約と他の保険契約等の合計限度額)
1	第2条第1項第1号から第7号および第10号の事故による損害保険金	損害の額
2	第2条第1項第8号の事故(盗難)による損害保険金	1回の事故につき、50万円(他の保険契約等に、限度額が50万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額)または損害の額のいずれか低い金額
3	第2条第1項第9号の事故による損害保険金	①現金 1回の事故につき、20万円(他の保険契約等に、限度額が20万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額)または損害の額のいずれか低い額
		②預貯金証書 1回の事故につき、50万円(他の保険契約等に、限度額が50万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額)または損害の額のいずれか低い額
4	第4条の臨時宿泊費用保険金	1回の事故につき、1室1泊につき2万円かつ14泊までとし、1回の事故につき20万円を限度(他の保険契約等に、限度額が20万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額)または損害の額のいずれか低い金額
5	第5条の残存物片付け費用保険金	1回の事故につき、実費(損害保険金の10%限度)
6	第6条の失火見舞費用保険金	1回の事故につき、20万円限度(他の保険契約等に、限度額が20万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額)または損害の額のいずれか低い金額
7	第7条のドアロック交換費用保険金	盗難などによる。1回の事故につき、3万円限度(他の保険契約等に、限度額が3万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額)または損害の額のいずれか低い金額
8	第8条の借用住宅修理費用保険金	1回の事故につき、100万円限度 なお、被保険者が借用戸室で死亡した場合に係る費用は、1回の事故につき、50万円限度
9	第9条の特定設備(水道管等)修理費用保険金	1回の事故につき、10万円限度、免責金額1事故1万円ただし、洗面台の破損は5万円限度、免責金額1事故1万円(他の保険契約等に、限度額が10万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額)または損害の額のいずれか低い金額

	保険金の種類	支払限度額 (この保険契約と他の保険契約等の合計限度額)
10	第12条の借家人賠償責任保険金を支払う場合	損害の額
11	第16条の個人賠償責任保険金を支払う場合	損害の額

## 特約条項

### ◎法人等契約の被保険者に関する特約条項

〔法人等(個人事業主を含みます。)が保険契約者の場合で、被保険者の指定(被保険者名の記載)がないときは、この特約が付帯されます。〕

#### 第1条(特約の適用)

この特約は、保険契約者が法人等<sup>(注)</sup>であり、その役員または使用人(以下「従業員等」といいます。)が借用戸室に居住する場合に適用します。  
(注)個人事業主を含みます。以下同様とします。

#### 第2条(被保険者の範囲)

この特約が付帯された保険契約の被保険者は、賃貸住宅入居者総合保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)の規定にかかわらず、保険契約者である法人等の従業員等で生活の本拠として借用戸室に居住する者およびその同居親族とします。ただし、当社と締結された他の保険契約における被保険者である者を除きます。

#### 第3条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

### ◎転居に関する特約条項

(この特約条項は、すべての契約に自動的に付帯されます。)

#### 第1条(特約条項の適用)

この特約条項は、被保険者が借用戸室(以下「転居前借用戸室」といいます。)から転居し、転居後の借用戸室(以下「転居後借用戸室」といいます。)においても当社と保険契約を新たに締結した場合および保険期間の中途において転居後借用戸室への借用戸室の変更を当社に通知し当社の承認を受けた場合に適用します。

#### 第2条(転居前借用戸室での事故の取扱い)

この特約条項により、転居前借用戸室と転居後借用戸室の賃貸借契約等の契約期間が重複している場合に限り、30日間を限度として転居前借用戸室において生じた、次のいずれかに規定する保険金支払事由(ただし、転居後借用戸室を借用戸室とする保険契約で支払事由となっている支払事由に限る。)に対しても、転居後借用戸室を借用戸室とする保険契約において保険金を支払うことができるものとします。

- 賃貸住宅入居者総合保険普通保険約款およびこれに付帯される特約条項
- 賃貸住宅入居者総合保険II普通保険約款およびこれに付帯される特約条項

#### 第3条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、賃貸住宅入居者総合保険普通保険約款または賃貸住宅入居者総合保険II普通保険約款およびこれらに付帯される他の特約条項の規定を準用します。

## ◎借戸室内被保険者死亡時における 貸主の修理費用保険金相当額請求に関する特約条項 (この特約条項は、すべての契約に自動的に付帯されます。)

### 用語の定義

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
貸主	賃貸借契約における借戸室内の賃貸人をいい、転貸人を含みます。
普通保険約款	賃貸住宅入居者総合保険普通保険約款をいいます。

### 第1条(特約の適用)

この特約は、普通保険約款第8条(借用住宅修理費用保険金)第3項における「被保険者が借戸室内で死亡したことを直接の原因として、借戸室が汚損等の損害を受けた場合」において、死亡した被保険者に代わって借戸室を修理すべき者<sup>(注1)</sup>が賃貸借契約に基づく借戸室の修復、清掃、消臭、遺品整理(以下「原状回復」といいます。)を速やかに履行せず、これにより貸主が自己の負担においてこれを行ったときに適用します。

(注1) 普通保険約款における被保険者の法定相続人および相続財産管理人を含みます。

### 第2条(保険金相当額を支払う場合)

1. 当社は、第1条(特約の適用)に規定する「死亡した被保険者に代わって借戸室を修理すべき者」が、賃貸借契約に基づき貸主に対して貸主の負担した原状回復に要した費用を支払うべき法的義務を負う場合に普通保険約款および本特約条項に基づき普通保険約款第8条(借用住宅修理費用保険金)第3項の借用住宅修理費用保険金相当額を支払います。

2. 当社は、第1項に定める「死亡した被保険者に代わって借戸室を修理すべき者」が、貸主に対して原状回復費用の支払いにつき法的義務を負う場合、被保険者に対するてん補責任を負う限度において貸主による原状回復費用に係る債権額の直接請求権の行使を認めます。

3. 当社は、第2項に基づき、貸主が原状回復費用に係る法的義務に基づき原状回復費用に係る債権額の直接請求権を行使した場合、被保険者の債務の弁済に代えて貸主に対して借用住宅修理費用保険金相当額を支払います。また、その支払金額の限度において被保険者または被保険者の法定相続人もしくは相続財産管理人に対して保険金を支払ったものとみなします。

### 第3条(保険金相当額を支払わない場合)

本特約において、保険金相当額を支払わない場合については、普通保険約款第10条(保険金を支払わない場合)の規定を準用します。この場合において、普通保険約款第10条に規定中「保険金」とあるのは「保険金相当額」、「被保険者」とあるのは、「貸主」とそれぞれ読み替えます。

### 第4条(保険金相当額の支払額)

当社が、第2条(保険金相当額を支払う場合)の借用住宅修理費用保険金相当額を支払う場合、その保険金相当の額は、修理すべき者に代わって貸主が実際に支出した修理費用の額とします。ただし、1回の事故につき、50万円を限度とします。

### 第5条(保険金相当額支払要件)

当社は、次のいずれかに該当する場合に限り貸主に対して第4条(保険金相当額の支払額)に規定する借用住宅修理費用保険金相当額を支払います。

- (1) 借戸室の原状回復費用に係る債権額について、貸主と被保険者の法定相続人または相続財産管理人との間で、判決・示談等で確定している場合
- (2) 貸主が被保険者の法定相続人または相続財産管理人に対する借戸室の原状回復費用に係る法的請求を行わないことを被保険者の法定相続人または相続財産管理人に対して書面で承諾した場合
- (3) 原状回復費用に係る債権額が保険金額を超えることが明らかになった場合
- (4) 被保険者の全ての法定相続人の破産もしくは生死不明または被保険者の法定相続人もしくは相続財産管理人がいない場合

### 第6条(代位求償権の不行使)

この特約条項が付帯された普通保険約款の代位に関する規定により、貸主が本特約第1条(特約の適用)の死亡した被保険者に代わって借戸室を修理すべき者に対して有する権利を当社が取得した場合は、当社はこれを行使しないものとします。

### 第7条(準用規定)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

## ◎保険料のコンビニエンスストア払いに関する特約条項

### 用語の定義

この特約条項において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
提携コンビニエンスストア	当社と保険料の取受の取扱いを提携しているコンビニエンスストアをいい、当社が保険契約者に対して交付する専用払込票に記載されます。
保険料払込期日	保険期間開始日の前日をいいます。

### 第1条(特約条項の適用)

この特約条項は、保険契約者が保険料の払込方法(経路)としてコンビニエンスストア払いを選択し、当社がこれを承認した場合に適用します。

### 第2条(保険料の払込み)

1. この特約条項が付帯された場合には、保険契約者は専用払込票を利用し、提携コンビニエンスストアの店頭で保険料払込期日までに保険料を払い込むものとします。
2. 前項の規定により保険契約者が保険料を払い込んだ場合には、提携コンビニエンスストアの店頭での保険料払込みがなされた時に、当社への保険料の払込みがなされたものとみなします。

### 第3条(保険料払込み前の事故)

1. 保険料払込期日までに保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、保険料を保険期間開始日の属する月の翌月末日までに当社に払い込まなければなりません。

- 2.当社は、保険契約者が保険期間開始日の属する月の翌月末日までに保険料を払い込んだ場合には、保険料払込み前に生じた事故による損害に対して、この特約条項が付帯された普通保険約款の保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- 3.前項の規定により、被保険者が保険料払込み前に生じた事故による損害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は保険料を当社に払い込まなければなりません。ただし、保険契約者および被保険者からの申し出があった場合には、支払保険金から未払込の保険料相当額を差し引いて保険金を支払うことができるものとします。

#### 第4条(保険料不払の場合の保険契約の不成立)

当社は、保険期間開始日の属する月の翌月末日までに、保険料の払込みがない場合には、保険期間開始日(更新契約の場合は更新日)に遡って、この保険契約を成立しなかったもの<sup>(注)</sup>として取り扱います。

(注)更新契約の場合は、非更新とします。

#### 第5条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

### ◎保険料のクレジットカード払いに関する特約条項

#### 用語の定義

この特約条項において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
クレジットカード	当社が保険料支払いに利用できるカードとして指定したクレジットカードをいいます。
カード会社	クレジットカードを発行し、クレジットカード保有者に対して代金決済等のサービスを提供する会社をいいます。
会員規約等	クレジットカードの会員規約および利用規定をいいます。

#### 第1条(特約条項の適用)

この特約条項は、保険契約者がこの保険契約(更新契約を含みます。以下この特約条項において同様とします。)の保険料を、クレジットカード払いの方法により払い込むことを選択し、当社が承認した場合に適用されます。ただし、クレジットカードの名義人が保険契約者本人である場合に限りです。

#### 第2条(保険料の払込み)

- 1.保険契約者からこの保険契約の申込時にクレジットカードによる保険料の支払いの申し出があった場合は、当社は、カード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当社がクレジットカードによる保険料の支払いを承認したときに保険料の払込みがあったものとみなします。
- 2.当社は、次の第1号および第2号のいずれかに該当する場合は、第1項の規定は適用しません。
  - (1)当社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約条項が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。
  - (2)会員規約等に定める手続きが行われない場合

#### 第3条(保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い)

- 1.当社は、前条(保険料の払込み)第2項第1号の保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、カード会社に対してこの特約条項が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額を既に支払っているときは、当社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。
- 2.保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、第1項の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、前条(保険料の払込み)第1項の規定を適用します。
- 3.保険契約者が第2項の保険料の支払いを怠った場合は、当社は保険期間開始日(更新契約の場合は更新日)に遡って、この保険契約を成立しなかったもの<sup>(注)</sup>として取り扱います。  
(注)更新契約の場合は、非更新とします。

#### 第4条(保険料の返還の特則)

- 1.普通保険約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定により、当社が保険料を返還する場合は、当社は、カード会社からの保険料相当額の全額の領収を確認した後に保険料を返還します。ただし、前条(保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い)第2項の規定により、保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約条項が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合は、この規定によらず保険料を返還します。

#### 第5条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

### ◎保証業者等扱特約条項

#### 第1条(用語の定義)

この特約条項において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

	用語	定義
集金者	しゅうきんしゃ	当社との間で、保険料の集金に関する契約を締結した者をいいます。
集金日	しゅうきんび	保険契約者がこの保険契約の保険料を集金者を經由して支払う場合のその支払を行うと約定した日をいいます。
集金不能時払込期日	しゅうきんふのうじはらいこみきじつ	集金者による保険料の集金が不能となった場合において、この特約条項の規定により、保険契約者が当社に直接未払込保険料を支払うべき期日をいいます。
普通約款	ふつうやっかん	この特約条項が付帯された普通保険約款をいいます。

## 第2条(特約条項の適用等)

- (1) 次のいずれかの条件が満たされない場合には、次条以下の規定は、この保険契約に適用しないものとします。
- ① 保険契約者がこの保険契約の保険料をこの特約条項に従い集金者を経由して支払うことに同意していること
  - ② 集金者が、この保険契約の締結を認めていること
- (2) 保険契約者が保険料を集金者を経由して支払う場合には、この特約条項により、普通約款の保険料領収前に生じた事故による損害に対して当社が保険責任を負わない旨の規定は、適用しません<sup>(注)</sup>。
- (注) 保険料を集金者を経由しないで支払う旨を定めた場合には、普通約款の保険料領収前に生じた事故による損害に対して当社が保険責任を負わない旨の規定を適用するものとします。

## 第3条(保険料の払込み)

- (1) 保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結時に定めた金額により払い込むものとします。
- (2) 保険料についてこれと異なる約定をした場合を除き、保険契約者は、保険料を集金者を経由して払い込まなければなりません。

## 第4条(保険料領収証の不発行)

当社は、集金者を経由して払込みを受けた保険料については、保険契約者に対して保険料領収証を発行しません。

## 第5条(集金不能となった場合の保険料の払込み)

- (1) 次表の左欄のいずれかに該当する事実が発生した場合には、それぞれ右欄に規定する時をもって、第3条(保険料の払込み)の規定は、適用しないものとします。この場合、当社は、遅滞なく、保険契約者にこの旨を通知します。

事 実	この特約条項の規定の適用を止める時
当社と集金者の間の集金契約が解除されたこと	集金契約の解除の時より後に最初に到来する集金日
集金者が保険契約者からの集金業務を止め、当社にその旨を通知したこと	集金業務を止めた旨の集金者からの通知が当社に到達した日の属する月の翌末日

- (2) (1)の場合、保険契約者は、(1)の通知をおこなった日の属する月の翌末日を集金不能時払込期日とし、この日までに、この保険契約の未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。ただし、この保険料の払込みを行う前に、被保険者が保険金の支払いを受ける場合には、その支払いを受ける前に、保険契約者は未払込保険料の全額を当社に払い込まなければなりません。
- (3) 保険契約者が、(2)の保険料を集金不能時払込期日までに支払わなかった場合には、当社は、1か月間の期限を定めて(2)の保険料についてその支払いを督促するものとします。この場合において、督促後1か月を経過した時までに保険契約者が保険料の支払いを怠ったときは、当社は、督促後1か月を経過した時をもってこの保険契約を成立しなかったもの<sup>(注)</sup>として取り扱います。
- (注) 更新契約の場合は、非更新とします。

## 第6条(保険契約更新時の取扱い)

第5条(集金不能となった場合の保険料の払込み)(1)の規定によりこの特約条項の規定の適用を止めた後に普通約款の保険契約の更新に関する規定によりこの保険契約が更新される場合、当社が保険契約者に宛てた更新後の保険契約の内容を通知した書面の記載にかかわらず、更新後の保険契約には、この特約条項は適用されないものとします。

## 第7条(準用規定)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。